

茨城県災害時保健活動マニュアル改訂検討会設置要項

(目的)

第1条 平成27年10月に発生した関東・東北豪雨災害等の経験や反省を踏まえ、災害時に県民が生命と安全な暮らしを確保し、二次健康障害などの被害を防ぎ、被災地域全体の早期復興へ向けた生活支援が図れるよう「茨城県災害時保健活動マニュアル」を改訂するための検討会を設置する。

(検討事項等)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 被災自治体の具体的な活動や支援方法に関すること
(活動方法(駐在型・巡回型等)、被災自治体の活動、要支援者の家庭訪問等)
- (2) 大規模災害時の応援・派遣体制(概ねの基準等)に関すること
- (3) 県外で大規模災害が発生した場合の保健師派遣体制に関すること
- (4) その他災害時の保健活動及び記録様式に関すること
- (5) 上記各号を含んだマニュアルの改訂に関すること

(組織及び構成員の任期)

第3条 検討会の構成員は、別表に掲げる者とする。

- 2 検討会にはアドバイザー(学識経験者)を置く。
- 3 構成員は、市町村、保健所、庁内関係各課の関係者で組織する。
- 4 検討会には、保健所及び市町村保健師で構成するワーキング部会を置く。
- 5 構成員の任期は平成28年5月25日～平成29年3月とする。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

- 2 会議は、年2回程度開催する。
- 3 事務局が、必要あると認めるときには、検討会構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 検討会の庶務は、茨城県保健福祉部保健予防課において行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は協議して定めるものとする。

付 則

この要項は、平成28年 5月25日から施行する。